

重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

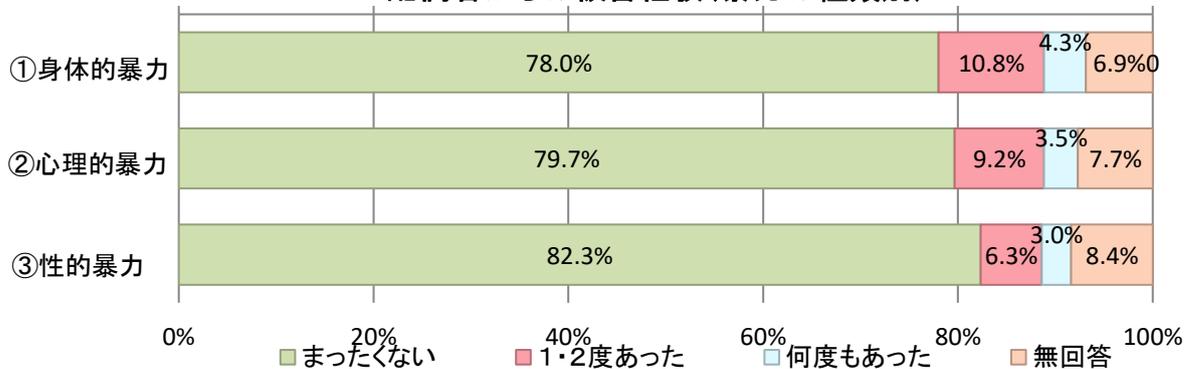
- 施策の方向 (1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための社会基盤づくり
 施策の方向 (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進
 (霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)
 施策の方向 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 統計情報等

(1) 配偶者等から暴力を受けた経験・暴力形態

令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、現在または過去に配偶者又は恋人から言葉や身体に対する暴力等を受けた経験について、①身体的暴力が15.1%（『何度もあった4.3%』と『1・2度あった10.8%』の合算）と最も多く、次いで②心理的暴力が12.7%、③性的暴力が9.3%であった。

配偶者からの被害経験(暴力の種類別)

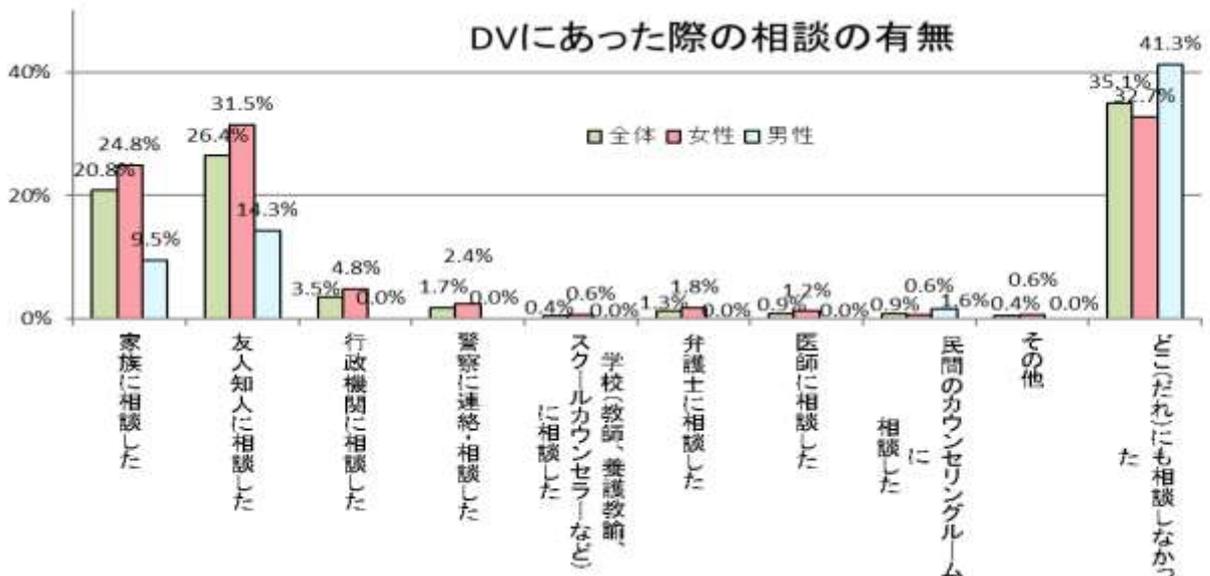


令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

(2) DVを受けた方の相談先

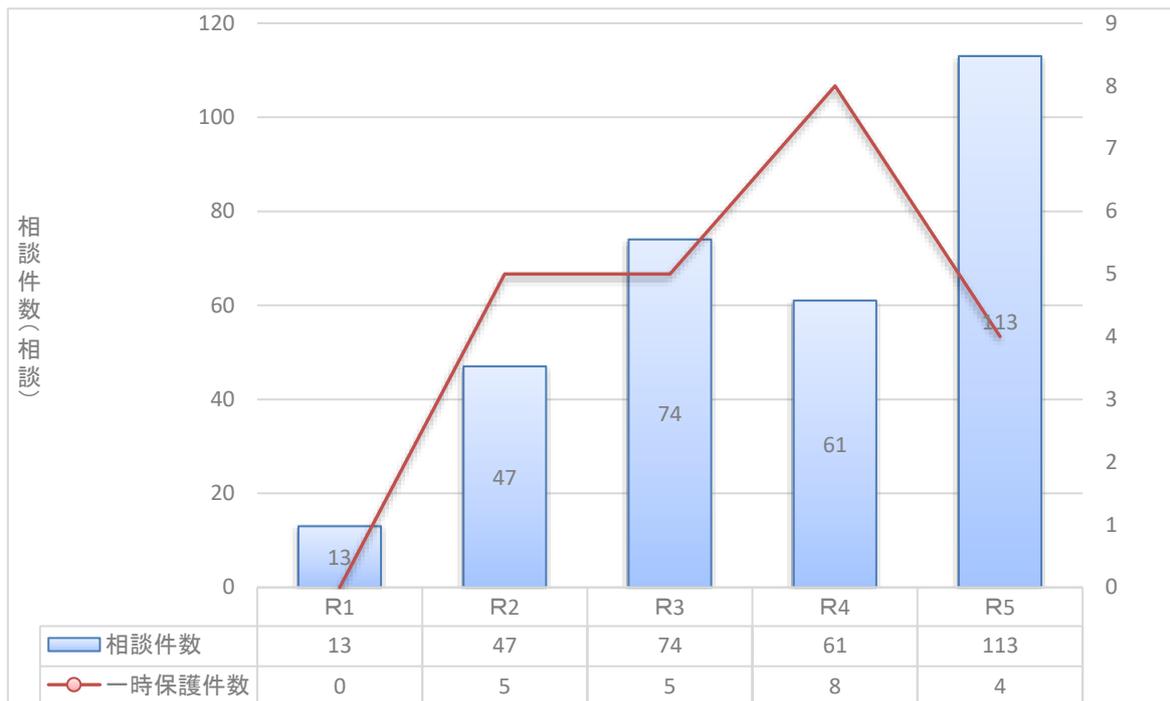
DVを受けた方の相談先については、「どこにも相談しなかった」（35.1%）という回答割合が最も高く、DVは潜在化しやすい特性があるといえる。

DVにあった際の相談の有無



令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

(3) DV相談件数及び一時保護件数

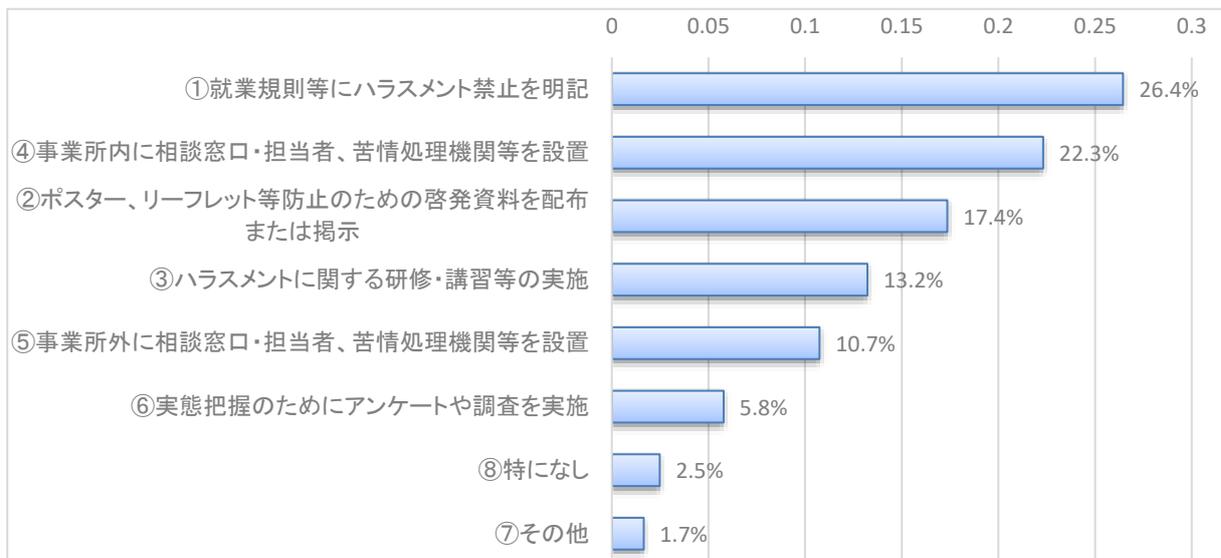


※相談件数は、R1 女性のための無料相談（市民課）、R2～3 女性のための無料相談と子育て支援課の合計
R4以降はこども・くらし相談センター件数（実人数）（市民課調べ）

(4) 市内事業者におけるハラスメント防止に関する取組状況

令和3年度企業実態調査によると、事業者のハラスメント防止対策の取組状況は以下のとおりである。主な取組として、就業規則等に明記（26.4%）、事業所内に相談窓口、担当者、苦情処理機関設置（22.3%）を実施している。

ハラスメント防止に関する取組内容



令和3年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査

2 事業実施状況

施策の方向(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための社会基盤づくり

具体的施策① 暴力を容認しない社会づくりのための意識啓発

79	「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした広報・啓発 (こども・くらし相談センター)
	<ul style="list-style-type: none"> ■11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、シビックセンター行政庁舎別館1階ロビーにおいて、DVに関するパネル・パープルリボンツリーの展示を行った。 ■広報誌やFMきりしまを活用し、DVやセクハラ等に関する相談窓口について周知を行った。
80	人権に関する啓発講演会等の開催(市民課)
	重点課題1-(2)-施策No.9 の再掲
81	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施(市民課)
	重点課題1-(2)-施策No.10 の再掲
82	人権学習会等の開催(社会教育課)
	重点課題1-(2)-施策No.11 の再掲
83	子どもに対する暴力根絶に向けた広報啓発(こども・くらし相談センター)
	<ul style="list-style-type: none"> ■虐待予防について、子育て支援ガイドブック「ぐんぐんの木」への掲載 ■児童虐待防止月間について、広報きりしまへの掲載 ■市関係部署に虐待予防ポスターを掲示 ■市内の教育・保育施設、小中学校、病院に虐待予防のポスター、リーフレット配布による啓発 ■出前講座による啓発
84	有害図書等の環境浄化活動の推進(社会教育課)
	<p>成人向け図書自動販売機の設置台数は、現在も市内2カ所である(R6.3.31現在) (溝辺町有川地区、横川町上ノ地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■県青少年保護育成条例に基づき、始良・伊佐地域青少年環境づくりにて店舗等立入調査(8.22) ■店舗責任者へ了解を得て夏休み、冬休み、春休みなどの長期休暇中のゲームセンターや大型店舗内にあるゲームコーナー等の見回り青少年の環境浄化活動を行なった。
85	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供(メディアセンター)
	<p>情報モラルに関する出前講座を「児童生徒への講話」、「家庭教育学級」、「学校保健委員会」、「教員の職員研修」、「初任者対象の情報教育基礎講座」、「高齢者学級」などで実施した。どの年代でも児童ポルノ事案の内容を扱い、被害者数や被害者の実状、加害者の年代などについて伝え、被害を防ぐための取り組みについて考えさせた。</p> <p>■開催回数：9回 ■参加者数：1,152人</p>

具体的施策② 暴力に関する相談機関の周知

86	人権相談・女性の人権ホットラインの周知・広報（市民課）
	<p>人権相談には「女性の人権ホットライン」専用電話が設置された法務局常設相談所と公共施設等で開催する特設相談所があり、霧島人権擁護委員協議会に負担金を支出し、協議会の人権擁護に係る啓発・広報・相談等の活動を支援している。「女性の人権ホットライン」強化週間（11/15～21）には、広報ポスターを本庁舎、各総合支所等に掲示した。特設人権相談所の開設については、霧島人権擁護委員協議会活動支援事業の一つとして年44回開設し、市報に毎号掲載した。その他に人権擁護員名簿・人権週間等を掲載し、広報に努めた。</p> <p>■支局管内相談件数 令和4年度 1,311件 令和5年度 1,401件</p>

具体的施策③ 若年層を対象とする暴力予防啓発

87	デートDV防止のためのセミナー等の開催（社会教育課）
	<p>令和5年度 デートDV防止のためのセミナー 実績なし 令和4年度 人権セミナー in 高校 2校（霧島高校、国分高校）</p>

施策の方向（2）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進

（霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画）

具体的施策① 被害者の安全確保と情報の保護

88	福祉関係者及び医療関係者等と連携した早期発見・対応（こども・くらし相談センター）
	<p>■配偶者暴力相談支援センターとして、DV支援に関する会議への出席や、関係機関（医療機関・警察・児童相談所等）での協議・情報共有を行い、連携を図ることができた。</p> <p>■DV被害者からの相談について、警察と連携して対応することができた。</p>
89	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報 (こども・くらし相談センター)
	<p>■通告制度について、子育て支援ガイドブック「ぐんぐんの木」や児童虐待防止期間に合わせて広報「きりしま」へ掲載を行った。</p> <p>■市役所、各総合支所、市出先機関に通告制度が記載されている虐待予防ポスターを掲示</p> <p>■市内のすべての保育所、幼稚園、小中学校、病院、診療所及び薬局に通告制度が記載された虐待予防のポスター、リーフレット配布による啓発</p> <p>■出前講座による啓発</p>

90	緊急時の安全確保時における警察との連携 （こども・くらし相談センター）														
91	一時保護施設等における保護等の実施														
	D V加害者の追跡のおそれがあり、かつ、D V被害者が保護を希望した場合、警察や鹿児島県女性相談センター等と連携を行い、一時保護等を実施した。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">一時保護等件数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>委託先のショートステイ施設へ</th> <th>母子生活支援施設へ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>8件</td> <td>3件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>4件</td> <td>0件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	一時保護等件数	内訳		委託先のショートステイ施設へ	母子生活支援施設へ	R4	8件	3件	5件	R5	4件	0件	4件
年度	一時保護等件数			内訳											
		委託先のショートステイ施設へ	母子生活支援施設へ												
R4	8件	3件	5件												
R5	4件	0件	4件												
92	保護命令制度の利用についての情報提供や助言（こども・くらし相談センター）														
	実績なし														
93	住民基本台帳の閲覧等の制限 （市民課）														
94	被害者の情報管理の強化・徹底														
	住民基本台帳の閲覧等に関しては、D V被害者を保護する観点から、住民基本台帳法等に基づいて取扱った。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申出件数①</td> <td>121件</td> <td>121件</td> </tr> <tr> <td>転送受付件数②</td> <td>190件</td> <td>267件</td> </tr> <tr> <td>閲覧制限数 (①+②)</td> <td>311件</td> <td>388件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R4	R5	申出件数①	121件	121件	転送受付件数②	190件	267件	閲覧制限数 (①+②)	311件	388件		
年度	R4	R5													
申出件数①	121件	121件													
転送受付件数②	190件	267件													
閲覧制限数 (①+②)	311件	388件													
95	母子生活支援施設への入所事業等の実施（こども・くらし相談センター）														
	D V被害者の母子を保護するため、母子からの申込により母子生活支援施設の入所措置を行った。 ■今年度入所措置世帯数・人数・・・4世帯13人														

具体的施策② 相談体制の充実

96	相談窓口の周知強化（こども・くらし相談センター）
	相談体制について、広報きりしまや子育てガイドブック、ホームページへ掲載を行い普及啓発に努めた。 県の作成する「女性相談のしおり」を相談窓口カウンターに設置した。
97	配偶者暴力相談支援センター及び警察署等と連携したD Vに関する相談体制の充実 （こども・くらし相談センター）
	本市配偶者暴力相談支援センターにて、丁寧な対応をおこなった。 相談者の状況に応じて対応を行うため、警察と連携し、二次被害の防止に留意し、相談に応じた。 ■延べ相談件数・・・113件

98	DVに起因する児童虐待等に関する相談体制の充実（こども・くらし相談センター）
	<p>■ 家庭児童福祉の向上を図るために「こども・くらし相談センター」において、相談員7人で相談等に対応した。</p> <p>■ 「児童相談受付管理システム」や「児童虐待防止マニュアル」等を活用し、市母子保健部署、市教育委員会、鹿児島県中央児童相談所、霧島警察署、母子生活支援施設などの関係機関と連携をとりながら、通告や相談等に対応し、児童虐待およびDV被害対応を行った。</p> <p>・DVに起因する児童虐待の相談件数：19件</p>
99	相談員等人材の養成及び資質向上のための研修等の実施（こども・くらし相談センター）
	令和5年度は新任の民生・児童委員、男女共同参画地域推進員、人権擁護委員、地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員等を対象に、年1回DV防止講座を開催し、DVの相談対応について理解を深めた。
100	被害者支援に職務上関連のある職員に対する研修（こども・くらし相談センター）
	<p>相談員、職員等を対象に、年1回相談員スキルアップ講座を開催し、様々な心のケアを必要とする相談者への理解や対応について理解を深めた。</p> <p>内閣府男女共同参画局主催の性暴力、配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修に参加した。</p>

具体的施策③ 被害者の自立支援の充実

具体的施策④ 関係機関の協力・連携

101	被害者の市営住宅への優先入居（建築住宅課）
	「DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱」に基づき、DV被害者を市営住宅に優先入居させている。 令和5年度0件
102	被害者の母子生活支援施設の入所（こども・くらし相談センター）
	<p>DV被害者の母子を保護するため、母子からの申込により母子生活支援施設の入所措置を行った。</p> <p>■今年度入所措置世帯数・人数・・・4世帯13人</p>
103	被害者の生活再建に関する情報提供及び支援（こども・くらし相談センター）
	<p>■生活困窮者支援や生活保護、市営住宅、児童扶養手当、児童手当等の制度の情報提供及び手続きの支援を行った。</p> <p>■母子生活支援施設入所者については施設での相談や指導を行うよう依頼し、更に各施設を訪問し被害者と自立に向けての面談を行った。</p>

104	被害者の自立への精神的な支援（こども・くらし相談センター）
	<ul style="list-style-type: none"> ■ DV被害者の精神的な回復を図るため、「心の健康相談」を紹介するなどの支援を行った。 ■ 離婚手続など法的な手続きを要する場合は、無料法律相談を紹介するなどの支援を行った。 ■ 母子生活支援施設入所者については、各施設でも自立に向けての支援を行っているが、更に定期的に被害者と自立に向けた面談を行った。
105	被害者の子どもへの支援（こども・くらし相談センター）
	<ul style="list-style-type: none"> ■ DV被害者の子どもの安全確保を図るため、子育て短期支援(ショートステイ)事業を紹介するなどの支援を行った。 ■ DV被害者に対し、子どものケアができる機関(児童相談所など)の情報提供を行った。 ■ 母子生活支援施設入所者については、入所世帯の子どもの成長面その他の支援を行った。
106	DV・ストーカー等相談業務に係る関係機関との連携強化 (こども・くらし相談センター)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警察等関係機関との情報共有を行い、連携強化を図った。 ■ 県・市町村配偶者暴力相談支援センター・DV担当課長等研修会に参加し、関係機関の協力、連携を図った。

施策の方向(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策① 相談対応及びセクシュアル・ハラスメント予防啓発

107	市職員を対象とした相談窓口の設置（総務課）
	<p>◎市職員を対象とした相談窓口の設置</p> <p>職員メンタルヘルス対策事業として、職員が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修等を包括的に業務委託した。その中でセクハラ相談やハラスメント相談も実施している。事業の周知は、グループウェア（庁内通知）で行い、実際の相談方法は、24時間の電話相談や職員と日程調整した上での面談であった。また、全職員に相談カードを配布し、相談しやすい環境整備を図った。</p>
108	セクシュアル・ハラスメント防止に関する講座等の実施（市民課）
	<p>◎セクシュアル・ハラスメント防止に関する講座等の実施</p> <p>出前講座『STOP!セクハラ講座』1件実施（教育・福祉施設対象）</p>

3 数値目標の推進状況（一は現状値が把握できない項目）

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
「DVを受けたことがある」人の割合(過去1年間)	0.81%	2021	—	—	0.67%	2027
DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	64.9%	2021	—	—	75.0%	2027

※計画策定時の数値は令和3（2021）年度男女共同参画に関する市民意識調査の数値